

# 退職手当計算内訳書の見方

宮城県\_500000\_福利支援学校\_1

退職手当計算内訳書		福利 花子		昭和38年9月26日生								
退職時の給料等		特定減額前俸給月額 H26. 12. 31		退職日俸給月額 R6. 3. 31								
給料月額	級号俸	II 教育職給料表(一)		I 教育職給料表(一)								
	給料	2 級 128 号俸 423,100 円		2 級 149 号俸 419,700 円								
	教職調整額	16,924 円		16,788 円								
	調整額	22,400 円		11,300 円								
		462,424 円(A)		447,788 円(B)								
		円		円								
		給料月額	定年年齢	年度末年齢	給料月額	定年年齢	年度末年齢					
		$\times \{1+(60-$		$) \times 2/100\}$	$\times \{1+(60-$		$) \times 2/100\}$					
退職年数	昭和61年4月1日 から 平成26年12月31日 まで	28	年	9	月	昭和61年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	38	年	0	月		
除算年数	から		年		月	平成28年9月 から 平成29年7月 まで	休職 1/2	0	年	5.5	月	
	から		年		月	から			年	月		
	から		年		月	から			年	月		
	から		年		月	から			年	月		
	から		年		月	から			年	月		
	から		年		月	から			年	月		
	から		年		月	から			年	月		
計(イ)			年		月				0	年	5.5	月
合計(ウ)=(ア)-(イ)		28 年 9.0 月( 28 年)		37 年 6.5 月( 36 年)								
支給率	減額日前支給率		退職日支給率									
	37.790550(ロ)		47.709000(イ)									
		勤続28年 ・ 定年		勤続36年 ・ 定年								
調整額		1,723,200円		7号(32500円)×18月+8号(27100円)×42月								
適用条項		職員の退職手当に関する条例 第 5 条 第 1 項		昭和 年条例第 号附則第 項								
新条例等退職手当額(G)		【算式】(A)×(ウ)+(B)×{(イ)-(ウ)}+調整額		23,639,820円								
経過措置	施行日前日額(H)	給料月額	支給割合	退職手当額								
		487,952.00 円	21.97125	※平成19年条例第15号附則第2項								
退職手当決定額①		23,639,820円		※施行日前日額(H)が新条例等退職手当額(G)より多い場合は施行日前日額(H)が退職手当額								
徴収税額	所得税	135,384 円		特定減額前俸給月額 								
	市町村民税	138,000 円										
	県民税	92,000 円										
	計	365,384 円										
	給与に係る住民税一括徴収税額	0 円										
控除額	共済組合貸付償還金	2,525,477 円		調整額の調整 勤続4年以下の退職者：合計額の1/2相当額とする 自己都合退職者のうち、勤続年数が10年～24年：合計額の1/2相当額とする 勤続年数が9年以下：調整額は不支給とする								
	合計②	2,890,861 円										
現金支給額①-②		20,748,959 円										
住民税納入市町村	退職所得分	仙台市										
	一括住民税											

調整数が「2」から「1.5」へ引き下げられた時点が最も給料月額が高かった例です。

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

## 【主な説明】

- I 退職時の給料月額の情報です。
- II 平成19年4月1日から退職時までの期間で、最も給料月額が高かった時点の情報です。
- III 「I」・「II」それぞれの期間までの除算年数を除いた在職期間です。
- IV 「I」・「II」それぞれの期間までの除算年数を除いた在職期間に対する支給割合です。
- V 職員の区分毎に定める調整月額のうち、額の多いものから60月分の調整額計となります。
- VI 「I」・「II」それぞれを計算の基礎とし算出します。
- VII 平成19年4月1日の条例改正前の条例に基づき計算した手当額となります。
- VIII 「VI」・「VII」で算出された退職手当のうち、高い方の金額が支給される手当額となります。
- IX 所得税等の税金や、共済貸付金等が未償還の場合、決定された退職手当から控除された額が支給額となります。